

<明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）>

1 基本的な考え方

(1) 基準策定の趣旨・目的

義務教育段階の学校は、子どもたちの学習の場であるとともに、集団生活を通じて、社会で生きる基本的な力を養う場であり、一定規模の児童生徒集団が確保されることや、経験年数、専門性等にバランスのとれた教職員が配置されることが望ましく、子どもたちの良好な教育環境として、一定の学校規模を確保することが重要である。

そこで、以下の考え方等に基づき、小・中学校の規模等に関する基準（以下「基準」という。）を定め、学校規模等の適正化に取り組むこととする。

- ① 明石市内全体で見ると児童生徒数は漸減傾向にあり、学級数においても、今後、11学級以下の小規模校の増加が小・中学校ともに予想されており、5学級以下の過小規模校の発生していない現時点から、将来に渡って良好な教育環境を確保し、学校規模の適正化に取り組むため、基準を定めるものである。
- ② この基準は、あかし教育プランの基本理念である「地域ぐるみで人を育てる」の実現に向けて、明石市立小・中学校における教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、より適切かつ良好な教育環境を確保するとともに、教育行政の効率的かつ円滑な運営に資することを目的とする。
- ③ 国においても、少子化に対応した学校規模の適正化が全国的に大きな課題と捉え、各市町村の主体的な検討において、参酌する資料として、平成27年1月27日付で文部科学省より「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（以下「手引」という。）が示されている。
- ④ この基準の策定に当たっては、文部科学省の「手引」を参考としながら、明石市における小・中学校の現状や課題を踏まえた上で、今後の児童生徒数や学級規模、通学区域・通学距離、小・中学校の連携・接続、地域コミュニティとの関係など、検討すべき事項、小規模校・過大規模校対策、適正化を進める上での判断基準や留意点等を定めることとする。
- ⑤ 今後、明石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、基準に基づき、学校や関係機関と連携のもと、学校規模にかかる教育課題等について、保護者や地域の人々との共通理解を図りながら、適正化の推進に取り組むものとする。

<明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）>

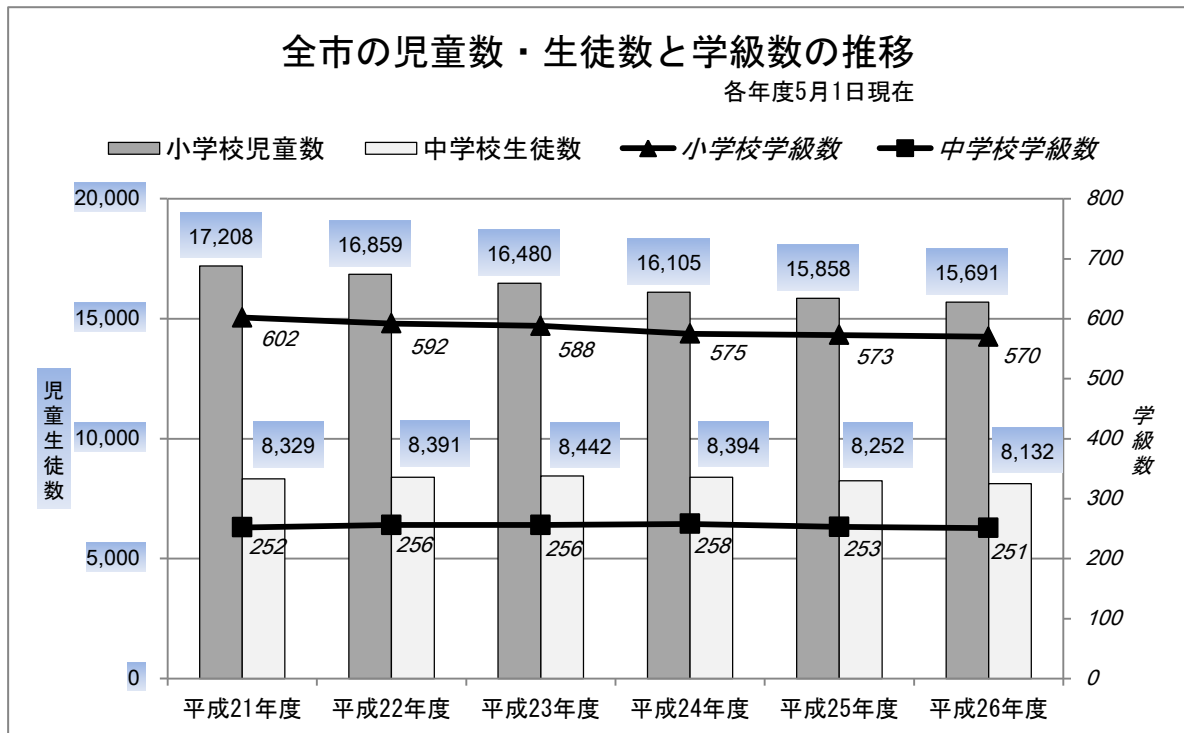
(2) 小・中学校の現状と今後の見込み

① 明石市の小・中学校数や児童生徒数は、平成26年5月1日現在、市立小学校28校で児童15,691人、市立中学校13校・8,132人となっている。

児童生徒数のピークは、小学校が昭和56年度の28,551人、中学校は昭和61年度の13,964人で、その後少子化の影響等を受けて減少を続けている。

最近では、大久保地域などで、住宅開発等により児童数が増加する学校が一部存在するものの、市内東部地域を中心に、市全体では漸減傾向にある。

《児童・生徒数の推移グラフ》



＜明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）＞

《小学校児童数推計表》

（平成 27 年度以降は推計値、各年度 5 月 1 日現在、特別支援学級を除く。）

小学校名	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR
明石	438	15	446	16	444	15	458	15	452	16	462	16	482	16	481	16	491	16	506	16	501	17
松が丘	396	12	391	12	377	12	376	12	374	12	363	12	359	12	349	12	356	12	356	12	349	12
朝霧	568	19	582	19	598	19	612	19	622	20	625	21	647	22	649	22	684	22	679	21	643	20
人丸	830	25	802	24	782	23	775	24	812	25	786	25	776	25	757	25	756	24	725	22	671	20
中崎	313	12	302	12	302	12	294	12	297	12	294	12	300	12	298	12	295	12	293	12	295	12
大観	290	12	270	12	257	11	226	10	232	10	227	9	222	8	216	8	204	8	227	9	224	9
王子	313	12	302	12	291	12	292	12	290	11	285	12	289	11	281	11	293	12	310	12	303	12
林	456	15	456	16	441	15	436	14	422	14	432	14	453	15	455	16	477	17	483	17	481	17
鳥羽	530	18	528	18	508	18	517	18	503	18	514	18	516	17	526	17	538	17	531	17	577	19
和坂	314	13	316	11	328	12	12	12	315	12	323	12	329	12	327	12	319	12	333	12	331	12
沢池	619	20	620	20	590	18	563	18	531	18	515	18	520	18	535	18	554	18	591	19	609	20
藤江	610	19	580	19	551	18	556	18	558	19	558	19	570	19	599	19	608	19	613	20	649	21
花園	439	16	445	16	438	15	446	15	453	14	462	15	483	16	518	17	552	18	583	19	627	20
貴崎	324	12	301	12	303	12	300	12	286	12	272	11	277	11	280	12	276	12	274	12	265	11
大久保	1,017	31	1,079	34	1,149	35	1,203	36	1,290	38	1,330	39	1,387	41	1,412	43	1,409	43	1,455	44	1,455	44
大久保南	1,153	35	1,127	35	1,104	33	1,045	31	1,019	31	971	31	911	29	843	26	776	24	732	23	663	22
高丘東	343	12	330	12	340	12	333	12	311	12	306	12	287	12	280	12	271	12	244	11	235	9
高丘西	439	15	452	15	465	16	481	17	494	18	484	18	488	17	474	16	483	16	455	14	451	15
山手	720	23	725	23	746	22	766	24	829	26	836	26	847	26	887	27	925	28	929	29	932	29
谷八木	420	15	407	15	395	13	403	13	401	13	404	14	406	15	414	16	433	16	456	16	458	17
江井島	1,148	34	1,045	31	946	29	886	27	802	24	767	24	723	23	713	23	720	24	730	24	718	23
魚住	836	24	794	24	739	24	713	23	688	22	685	21	676	22	676	22	681	22	673	23	673	23
清水	759	24	702	23	673	22	662	22	629	20	613	19	594	19	618	19	632	20	624	20	624	20
錦が丘	446	16	421	14	417	14	393	13	390	12	397	12	382	12	385	12	375	12	392	12	374	12
錦浦	965	29	974	30	916	29	872	27	837	25	832	26	805	25	800	25	807	26	806	25	792	25
二見	511	17	509	17	453	16	423	14	399	14	378	12	375	12	352	12	343	12	340	12	345	12
二見北	905	28	811	25	762	24	714	23	640	21	582	20	552	19	547	18	542	17	525	17	533	18
二見西	571	18	558	17	573	18	545	18	563	18	564	18	568	18	574	18	580	18	569	18	559	18
合計	16,673	541	16,275	534	15,888	519	15,601	511	15,439	507	15,267	506	15,224	504	15,246	506	15,380	509	15,434	508	15,337	509

《中学校生徒数推計表》

（平成 27 年度以降は推計値、各年度 5 月 1 日現在、特別支援学級を除く。）

中学校名	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR
錦城	195	6	195	6	196	6	180	6	186	6	187	6	196	6	197	6	200	6	201	6	204	6
朝霧	486	14	472	13	451	12	454	12	454	12	484	13	481	13	485	14	452	13	460	13	458	12
大蔵	535	15	540	15	553	15	560	15	516	14	504	14	497	14	515	15	504	15	510	15	511	15
衣川	542	15	541	15	527	15	533	15	508	15	501	15	462	14	451	13	426	12	447	12	451	12
野々池	727	20	708	20	681	19	669	18	700	20	698	20	676	19	653	18	651	18	658	18	655	18
望海	727	20	732	20	746	21	701	20	673	19	640	18	626	17	604	16	592	16	627	17	649	18
大久保	955	25	1,000	27	1,040	28	982	26	1,008	26	1,009	26	1,036	27	1,013	27	1,010	27	984	26	985	26
大久保北	494	14	514	15	516	15	532	15	531	15	552	15	575	16	608	17	630	18	629	18	672	19
高丘	392	12	402	12	382	11	377	11	358	10	372	11	371	11	389	12	383	11	385	11	365	10
江井島	559	15	601	16	619	17	624	17	606	17	552	15	517	14	437	12	395	11	358	10	354	10
魚住	910	24	888	23	888	23	869	23	873	23	835	22	818	22	742	20	705	19	675	18	676	18
魚住東	674	18	679	18	656	18	635	18	610	17	590	16	568	15	537	15	520	15	499	15	506	15
二見	1,057	29	1,023	28	976	26	974	26	934	25	920	25	859	23	807	21	750	20	733	20	718	20
合計	8,253	227	8,295	228	8,231	226	8,090	222	7,957	219	7,844	216	7,682	211	7,438	206	7,218	201	7,166	199	7,204	199

<明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）>

② 学級規模については、平成 26 年 5 月 1 日現在、小学校では 31 学級以上の過大規模校が 2 校と 11 学級以下の小規模校も 2 校となっている。また、その他 24 校のうち 6 校が各学年とも 2 学級となっており、今後、学年に単学級が発生する小規模校が増加し、学習環境や集団生活等への影響が予想される。

一方、中学校においては、過大規模校はなく、小規模校が 2 校となっている。ただ、今後、小学校同様に生徒数の減少に伴う新たな小規模校の発生も予想される場所である。

以上のことから、将来に渡って児童生徒の良好な教育環境を確保し、教育効果の維持・向上を図るため、現段階から学校規模の適正化に取り組んでいく必要がある。

平成 26 年 5 月 1 日現在

区 分	小 学 校	中 学 校
過小規模（～5 学級）	—	—
小 規 模（6～11 学級）	2 校 （大観 10、王子 11）	2 校 （錦城 6、高丘 10）
適正規模（12～18 学級） 統合の場合の適正規模（19～24 学級）	2 1 校	9 校
大 規 模（25～30 学級）	3 校 （人丸 25、山手 26、錦浦 25）	2 校 （大久保 26、二見 25）
過大規模校（31 学級～）	2 校 （大久保 38、大久保南 31）	—

※ 上記の区分は、旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」（昭和 59 年）によるもので、学級数は特別支援学級を除いている。

＜明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）＞

(3) 学校規模における課題等

学校規模によって、児童生徒の学習生活面や学校運営面などに与える影響は大きく、小規模校や過大規模校には、それぞれ以下のような課題等が指摘され、その解消に向けて、各市の実情に応じた適切な取り組みの必要性が高まっています。

① 小規模校のメリット・デメリット		
	メリット	デメリット
学習生活面	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ● 学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 ● 児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ● 異学年間の縦の交流が生まれやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ● 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ● 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ● 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ● グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。 ● 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 ● 人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ● 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ● 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ● 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ● 学校が一体となって活動しやすい。 ● 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ● 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ● 一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ● 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ● 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者や地域社会との連携が図りやすい。 ● 災害発生等による緊急避難時に混雑が生じにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● P T A活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

＜明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）＞

② 過大規模校のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
学習生活面	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 ● 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ● 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ● 児童生徒数、教職員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりやすい。 ● 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 ● クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ● 切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 ● 学校全体での組織的な指導体制が組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ● 学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。 ● 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ● 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ● 校務分掌を組織的に行いやすい。 ● 出張、研修等に参加しやすい。 ● 子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ● 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● P T A活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。 ● 災害発生等による緊急避難時に、混雑が生じやすい。

<明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）>

2 基準項目

(1) 学校の適正規模

本市における小・中学校の望ましい学校規模（以下「適正規模」という。）として、多様な人間関係を構築するためのクラス替えが可能で、学習活動や集団生活等を通じて教育効果が十分に発揮でき、また効果的な教員配置による指導体制が確保できるよう、適正規模の基準を定める。

① 学級数

法令上、学校の標準規模は、学級数により定められており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」を標準としながらも、「特別の事情があるときはこの限りではない」と、各地域の実情等に応じた弾力的な対応が求められている。

本市の小・中学校における望ましい学級数は、児童生徒の学習活動や集団生活、教員の指導体制など、良好な教育環境を確保するため、以下のとおりとする。

○ 小学校

クラス替えが可能であり、学習集団の弾力的な編制ができるよう、1学年平均2学級から4学級程度となる「12学級～24学級」を適正規模とする。

区 分	学 級 数	1学年あたりの学級数等
小 規 模 校	～ 11学級	単学級の学年が発生
適 正 規 模 校	12学級 ～ 24学級	2～4学級
大 規 模 校	25学級 ～ 30学級	4～5学級
過 大 規 模 校	31学級 ～	6学級以上の学年が発生

○ 中学校

クラス替えに加え、部活動の選択や教科担当教員の確保が可能であり、学習集団の弾力的な編制ができるよう、1学年が3学級から8学級程度となる「9学級～24学級」を適正規模とする。

区 分	学 級 数	1学年あたりの学級数等
小 規 模 校	～ 8学級	2～3学級
適 正 規 模 校	9学級 ～ 24学級	3～8学級
大 規 模 校	25学級 ～ 30学級	8～10学級
過 大 規 模 校	31学級 ～	11学級以上の学年が発生

<明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）>

② 児童生徒数

児童生徒数の基づき学級数が決定されるものであるが、学級数は同じであっても、1学級あたりや学校全体の児童生徒数には差が生じる場合があり、効果的かつ多様な学習形態や集団活動を可能とするため、本市の小・中学校における望ましい児童生徒数は、概ね以下のとおりとする。

○ 小学校

現在の学級編制基準（1学年～4学年は1学級35人、5、6学年は1学級40人）を踏まえ、「全児童数360人～880人」を望ましい規模とする。

○ 中学校

現在の学級編制基準（全学年 1学級40人）を踏まえ、「全生徒数270人～960人」を望ましい規模とする。

(2) 学校の適正配置

国では、小学校概ね4km以内、中学校概ね6km以内を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象と定めているが、本市は、東西約15.6km、南北9.4kmで、面積49.42km²の市域に、現在28小学校と13中学校が存在しており、基本的には国が定める基準以上の遠距離通学は想定しにくい状況にある。

ただし、一部の中学校で自転車通学を認めており、今後、適正規模の取り組みにより、学校配置や通学区域等の変更が想定されることから、通学距離や通学方法についての考え方は、以下のとおりとする。

① 通学距離

児童生徒の通学時間や体力面、本市の地理的条件などを考慮し、市立小・中学校の望ましい通学区域・距離の基準を、以下のとおりとする。

○ 小学校

片道概ね3キロメートル以内とする。

○ 中学校

片道概ね4キロメートル以内とする。

② 通学方法

徒歩による通学を基本とする。ただし、地理的な条件や長時間通学など、通学困難な場合には、交通用具の使用など、特別な通学手段を認める。

＜明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）＞

3 適正化方策

(1) 小規模校対策

子どもたちの良好な教育環境の確保を目的として、以下の対策により、小規模校の解消等を図る。また、状況に応じて、複数の対策を組み合わせる。

対策・内容	
① 通学区域の変更	隣接学校の通学区域の一部を小規模校の通学区域に編入する。
② 調整区域の設定	隣接学校等の通学区域の全部又は一部について、希望により小規模校への就学を認める区域とする。
③ 学校の統合	小規模校を隣接する学校と統合する。統合の基本的な進め方等は以下のとおりとする。
④ その他	
ア 小・中一貫校	小規模な小学校と中学校を統合し、小・中一貫校として編成し、市内全域から入学希望者等を受け入れる。
イ 学校選択制	学校選択制を導入し、他校区からの就学を促進する。対象は、(ア)市内全域、(イ)ブロック制、(ウ)学校・地域限定等から適切なものを設定する。
ウ 小規模特認校	小規模校を特色ある教育を実践する特認校に指定し、市内全域から希望者等を受け入れる。

<明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）>

※ 学校の統合について

通学区域の変更や調整区域の設定が実施できない場合や実施によっても小規模校が解消しない場合は、学校の統合について検討を進める。

◎統合の対象となる地域

- ① 小規模校の学校が複数近接する地域
- ② 小規模校と適正規模校が近接する地域（ただし、統合後の学校規模が恒常的に25学級以上（大規模校）となる場合は除く。）
- ③ 小規模化の進行が著しく、教育環境確保のため早急な対応が必要な地域
- ④ 保護者・地域住民からの要望等があり、特別な事情があると判断される地域

◎統合の方法

既存の学校施設を活用して統合することを基本とし、既存の学校施設の規模が不足する場合は、施設拡充により対応することも検討する。

また原則として、統合に伴う新設校の建設は行わないこととするが、既存の学校施設の建替えの検討が必要な時期が到来している場合は、これも考慮する。

◎統合の進め方

保護者・地域住民の理解と協力を得られるよう「検討委員会」（仮称）等を設置し、十分調整をする。

◎統合時の配慮事項

- ① 統合の対象校の児童生徒及び保護者・地域住民に対しては、対象であることの周知や課題の共有を早期に積極的に行う。
- ② 児童生徒の教育環境が低下することがないように統合後の学校施設・設備等に配慮する。
- ③ 交流事業や連携・行事等を実施するなど、統合前後の過程において、児童生徒の心理的負担の軽減に努める。
- ④ 統合により通学路や通学距離に支障等が生じないように、安全対策等について検討し実施する。

◎統合によって生み出される旧学校施設の利活用

統合によって生み出される土地、建物については、地域のニーズにも配慮した幅広い視点から、利活用の検討を行う。

<明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）>

(2) 過大規模校対策

子どもたちの良好な教育環境の確保を目的として、以下の対策により、過大規模校の解消や施設の確保を図る。また、状況に応じて、複数の対策を組み合わせる。

対策・内容	
① 調整区域等の解消	他校の通学区域からの就学を認める調整区域等の措置を解消する。
② 通学区域の変更	過大規模校の通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に変更する。
③ 調整区域の設定	過大規模校の通学区域の全部又は一部について、希望により隣接する学校等への就学を認める区域とする。
④ 既存施設の活用・増築等	他用途に転用している教室の普通教室への再転用、校舎の増築や新築、仮設校舎の設置などの施設整備により、保有教室数の増加を図る。
⑤ 新設校の設置	学校を新設し、過大規模校の通学区域を分割する。
⑥ その他（学校選択制等）	学校選択制等を導入し、他校への就学を促進する。 対象は、(ア)市内全域、(イ)ブロック制、(ウ)学校・地域限定等から適切なものを設定する。

<明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）>

4 適正化対策を検討する上での留意事項

学校規模の適正化対策の決定に当たっては、以下の事項について十分に留意し、調査・研究するとともに、適切な対策を決定する。

(1) 児童生徒数の推移と将来推計(今後の開発状況)

今後の住宅開発等をできるだけ加味して、今後の児童生徒数や学校規模を推計した上で、子どもたちの教育効果の最大化を第一義として、対策の必要性を見極める。

(2) 保護者や地域住民等の意見聴取

学校規模の適正化は、行政や学校だけで進めるものではなく、保護者や地域住民等に情報提供や丁寧な説明を行い、課題を共有し、その意見を尊重して検討する。

(3) 学校施設の状況等

小・中学校は、人口急増期の昭和40年代から50年代に大量に整備されており、年々老朽化が進み、現状のままでは、今後、多くの学校で建替え等の整備が必要になってくることから、学校施設の状況等を見極める。

(4) 学校の歴史的経緯や地域の特性等の尊重

学校が設立された歴史的経緯や地域の特性等の状況を踏まえ、これを尊重した検討に努める。

(5) 隣接学校との配置関係等

通学区域を離接する学校との距離やその学校規模、将来推計、施設の状況等を見極める。

(6) 小学校と中学校との連携・接続

小・中学校の9年間における学びの連続性に配慮し、系統的・継続的な教育活動が実践できるよう、適切かつ緊密な連携に配慮する。

また、子どもたちが新たな出会いを通じて、さまざまな人や考え方に触れることにより、心身とも健全に成長できるよう、可能な限り複数の小学校から中学校に進学できるように努める。

(7) 地域コミュニティに対する配慮

本市では、小学校の区域を地域のまちづくりの単位に位置付けており、地域コミュニティにおける学校の役割を踏まえた検討を行う。

地域における見守り活動やあいさつ運動などを通じて、地域の中で子どもたちが育まれており、地域活動の区域や内容にも配慮する。

<明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）>

5 適正化の判断基準

以下の基準は、小規模校や大規模校すべてに一律に適用するものではなく、児童生徒の状況や今後の見込み、地域・保護者の意見、地域の特性や歴史的な経緯、学校施設・設備の状態や立地条件等、様々な事情等を考慮し、総合的に検討する。

(1) 小規模校対策

- ① 学年単学級が小学校では1～2学年、中学校では1学年となり、地域・保護者等の要望がある場合、対策を検討する。
- ② 全学年で学年単学級が半数以上となる場合、今後の児童生徒数の推移を見ながら早期に対策を検討する。
- ③ 全学年で学年単学級となり、その継続が予測される場合、早急に対策を検討する。

(2) 大規模校対策

- ① 特別支援学級を除き、25学級以上で、保有の普通教室の余裕が3教室以下となった場合、今後の児童生徒数の推移をみながら早期に対策を検討する。
- ② 特別支援学級を除き、31学級以上で、今後の児童生徒数の増加が見込まれ、普通教室等の不足が予想される場合、早急に対策を検討する。

＜明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）＞

6 適正化対策を進める上での留意事項等

学校規模の適正化は、児童生徒やその保護者、さらには地域の人々の生活に密接に関連するものであり、市民に対して積極的な情報提供に努めるとともに、市民ニーズを踏まえながら、中長期的な視点で計画的な推進を図る。

なお、その推進に当たっては、以下の事項について十分留意し、必要な調整等を行い、それぞれの地域や学校の特性等に応じて、適切な対応を図る。

(1) 学校施設の整備等

学校規模の適正化により、子どもの教育環境が低下することがないように学校の施設・設備の整備等に配慮する。

(2) 在籍児童生徒等への配慮

在籍児童生徒の心理面や保護者の事情等を配慮し、通学区域の変更等の場合には、在籍者の従前校への就学や、在籍者の兄弟姉妹についても従前校の選択を認める等の対応を検討する。

(3) 準備委員会等の設置

学校はもとより、保護者や地域住民等に情報提供や丁寧な説明を行い、課題を共有し、基本的な理解が得られる努めた上で、学校、保護者、地域住民、市教育委員会等で構成する準備委員会等を設置し、円滑な準備が進められるよう努める。

(4) 通学路・通学距離の検証・対応等

通学路や通学距離に支障が生じないように、児童生徒、学校、保護者、地域住民の意見等を踏まえながら、通学方法や安全対策等を検討、実施する。

教育委員会においては、通学区域や就学等に関する相談窓口を整備し、個別相談等にも適宜対応していく。

(5) 交流・連携事業の推進等

通学区域等が変更になる場合には、該当校間で児童生徒、教職員、PTA、地域等の交流事業や連携事業等に取り組み、不安感の解消に努める。

(6) 基準の見直し等

この基準に基づき、学校規模適正化の取り組み状況に加え、児童生徒数の推移や今後の推計、社会状況等を踏まえた市民ニーズ、学校教育制度に係る国や県の動向等について、毎年、明石市立学校通学区域審議会に報告し、その審議を経ることで、取り組みの進行管理や必要に応じた基準の見直し等を図る。